

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成21年7月16日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

## 措置の通知書

平成 20 年度 定期監査（前期）（20 監査第 34 号）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 収入に関する事務について</b> (報告書 2 ページ)</p> <p>(2) 領収書の発行を適切に行うべきもの 荒倉キャンプ場の使用料について、事前に連番号を振られていない領収書が使用されていた。 連番号のない領収書は不正利用につながる恐れがある。事前に連番号を振り、適切に領収書を発行されたい。 (観光課、戸隠支所)</p> <p>(3) 収納金の払込みを適切に行うべきもの 保育園の一時保育料について、また、公民館の印刷機・コピー使用料について見たところ、指定金融機関等への払込みが遅れていた。 収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込むこととされているので、事務処理を適切に行われたい。 (柳町保育園)</p>	<p>荒倉キャンプ場で使用する領収書については、指摘（平成 20 年 5 月 19 日）後、領収書に連番号を振り、平成 20 年度利用分から使用するよう改善をした。 また、書き損じた領収書は、控え・正とも切り取らず領収書綴りに残すように改めた。 (観光課、戸隠支所)</p> <p>指摘のあった事例については、園長が他の業務に追われたことによる原因であったため、園長に対し、一時保育料については、利用日の朝徴収し、当日に金融機関に払い込むこと、金融機関が閉店後に受領した一時保育料は、翌日払い込むことを徹底することで改善を図った。 (保育家庭支援課)</p>